

事 務 連 絡

平成24年5月14日

岩手県行政書士会 御中

岩手県県土整備部建設技術振興課

経営事項審査の改正・再審査について

標記について、別添のとおりお知らせします。

経営事項審査の改正・再審査について

建設業法施行規則等の改正により、社会性等（労働福祉の状況）に係る評価の項目及び基準が平成24年7月1日から次のとおり改正され、それに伴い、「別紙3 その他の審査項目（社会性等）」の様式が改正されます。詳しくは国土交通省のホームページ http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000156.html を御参照ください。

- ・評価項目のうち「健康保険及び厚生年金保険」を、「健康保険」と「厚生年金保険」に区分
- ・「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」の各項目について、未加入の場合それぞれ40点の減点（3保険に未加入の場合120点の減点）

新基準は平成24年7月1日から適用されますので、対面審査日が平成24年7月以降の場合は、「別紙3」については新様式で申請してください（「別紙3」以外の様式の改正はありません）。

※様式は、岩手県ホームページ（トップページ > 県土整備部 > 建設技術振興課 > 建設業法の諸手続き（許可、経審等） > 【経営事項審査】経営事項審査申請様式集）からダウンロードできます。

また、改正前の審査基準で通知を受けた結果通知については次により再審査の申立てをすることができます。概要は、以下のとおりです。再審査を希望する場合は早めに申し込んでください。

※従前の結果通知で「雇用保険」「健康保険及び厚生年金保険」の両方が有または適用除外となっている場合は、再審査をしても結果に影響はありません。

※各発注者の競争入札参加資格審査において再審査が必要かどうかは、各発注者にお問い合わせください。なお、岩手県の競争入札参加資格審査においては再審査は不要です。

◎再審査の対象

再審査申請日時点で旧基準の結果通知書が有効な場合

◎申込方法（7月から受付）

①対面審査希望の場合は、往復はがきによる申込

※10月12日までに、所定事項を記載した往復はがきを審査機関（所管の広域局土木部・土木センター）へ発送してください。

※対面審査日は、平成24年10月26日までになります。

②郵送

以下の提出書類を審査機関（所管の広域局土木部・土木センター）へ郵送して

ください。申請書は正本1部・副本2部、確認資料は1部です。10月26日まで必着です。

◎手数料

無料

◎提出書類

(1) 申請書(様式第25号の11、別紙1、別紙2、別紙3、経営状況分析結果通知書)

※別紙1、別紙2、経営状況分析結果通知書は従前の写しで可

※正本1部、副本2部

(2) 確認資料(写しの1部提出または原本提示)

・従前の結果通知及び従前の申請書

・審査基準日に健康保険及び厚生年金保険の加入を確認できる資料(次の①、②のいずれか)。ただし、従前の結果通知書・申請書で審査基準日に健康保険及び厚生年金保険の両方に加入しているか両方が適用除外であることが分かる場合は不要。

①領収書または納入証明書(日本年金機構(年金事務所)、健康保険組合発行)

②健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得等確認及び標準報酬決定通知書

◎再審査の申請書の記載の際の留意事項

○様式第25号の11の表題1行目と本文1行目は削除

○項番05は「4」(総合評定値が必要な場合)

○項番20の次にある再審査の記載事項

・「審査結果の通知の年月日」

従前の(現在有効な)ものを記入

・「再審査を求める事項」

例:「平成24年5月改正の事項」などと記入

・再審査を求める理由

例:「制度改正のため」などと記入

○それ以外は従前の申請書と同じ内容を記入(転記)することになります。今回の改正に係らない事項は、変更することはできません(ただし、再審査申立日時時点で許可業種の変更があれば変更後のものを記入)。

その他の審査項目 (社会性等)

労働福祉の状況									
雇用保険加入の有無	項番 4 1	3 □	[1.有、2.無、3.適用除外]						
健康保険加入の有無	4 2	3 □	[1.有、2.無、3.適用除外]						
厚生年金保険加入の有無	4 3	3 □	[1.有、2.無、3.適用除外]						
建設業退職金共済制度加入の有無	4 4	3 □	[1.有、2.無]						
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 5	3 □	[1.有、2.無]						
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 6	3 □	[1.有、2.無]						
建設業の営業継続の状況									
営業年数	4 7	3 5 □ □ □ (年)							
		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 30%;">初めて許可(登録)を受けた年月日</th> <th style="width: 30%;">休業等期間</th> <th style="width: 40%;">備考(組織変更等)</th> </tr> <tr> <td>昭和 平成 年 月 日</td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> </table>		初めて許可(登録)を受けた年月日	休業等期間	備考(組織変更等)	昭和 平成 年 月 日	年 月 日	
初めて許可(登録)を受けた年月日	休業等期間	備考(組織変更等)							
昭和 平成 年 月 日	年 月 日								
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	4 8	3 □	[1.有、2.無]						
		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 33%;">再生手続又は更生手続開始決定日</th> <th style="width: 33%;">再生計画又は更生計画認可日</th> <th style="width: 34%;">再生手続又は更生手続最終決定日</th> </tr> <tr> <td>平成 年 月 日</td> <td>平成 年 月 日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table>		再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続最終決定日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続最終決定日							
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日							
防災活動への貢献の状況									
防災協定の締結の有無	4 9	3 □	[1.有、2.無]						
法令遵守の状況									
営業停止処分の有無	5 0	3 □	[1.有、2.無]						
指示処分の有無	5 1	3 □	[1.有、2.無]						
建設業の経理の状況									
監査の受審状況	5 2	3 □	[1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]						
公認会計士等の数	5 3	3 5 □, □ □ □ (人)							
二級登録経理試験合格者の数	5 4	3 5 □, □ □ □ (人)							
研究開発の状況									
研究開発費(2期平均)	5 5	3 5 10 □, □ □ □, □ □ □ □ (千円)							
		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">審査対象事業年度</th> <th style="width: 50%;">審査対象事業年度の前審査対象事業年度</th> </tr> <tr> <td>□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ (千円)</td> <td>□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ (千円)</td> </tr> </table>		審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ (千円)	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ (千円)		
審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度								
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ (千円)	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ (千円)								
建設機械の保有状況									
建設機械の所有及びリース台数	5 6	3 5 □ □ □ (台)							
国際標準化機構が定めた規格による登録の状況									
ISO9001の登録の有無	5 7	3 □	[1.有、2.無]						
ISO14001の登録の有無	5 8	3 □	[1.有、2.無]						

記載要領

- 1 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば ① ② のように右詰めで記入すること。
- 2 ④ ① 「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについて公共職業安定所の長に対する届出を行つている場合は「1」を、行つていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 3 ④ ② 「健康保険加入の有無」の欄は、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行つている場合は「1」を、行つていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 4 ④ ③ 「厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行つている場合は「1」を、行つていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 5 ④ ④ 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 6 ④ ⑤ 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
 - (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
 - (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
 - (3) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
 - (4) 厚生年金基金が設立されていること。
 - (5) 法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
 - (6) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
 - (7) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されていること。
- 7 ④ ⑥ 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、(財)建設業福祉共済団、(社)全国建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基因となつた業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場

合は「2」を記入すること。

- 8 **4** **7**「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。
- 9 **4** **8**「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 10 **4** **9**「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 11 **5** **0**「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 12 **5** **1**「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 13 **5** **2**「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
- 14 **5** **3**「公認会計士等の数」及び**5** **4**「二級登録経理試験合格者の数」の欄のうち、公認会計士等の数については、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者の人数の合計を記入すること。
- 15 **5** **5**「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。
- 16 **5** **6**「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別

表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベルについて、台数の合計を記入すること。

- 17 「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。
- 18 「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。